

貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱

(目的)

第1 燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）の事業継続を支援することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により交付金を交付する。

(対象事業者)

第2 この交付金の対象となる貸切バス事業者（以下「対象事業者」という。）は、申請日時点において岩手県内に国土交通省東北運輸局岩手運輸支局（以下「岩手運輸支局」という。）に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両（以下「貸切バス車両」という。）を保有する事業所がある者とする。

(交付金の額)

第3 交付金の額は、申請日において対象事業者が保有する貸切バス車両の数（自動車検査証の有効期限が切れている車両を除く。）に3万4千円を乗じた金額とする。
ただし、交付金の対象となる貸切バス車両の数は、令和6年10月1日時点で岩手運輸支局に登録されている貸切バス車両の数を上限とする。

(交付金の申請)

第4 対象事業者は、交付金の交付を申請しようとするときは、別表に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(交付金の決定及び交付)

第5 知事は、申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付を決定し、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付決定通知書（様式第3号）により対象事業者に通知するものとする。
2 知事は、前項の決定をした後、速やかに対象事業者に対し、交付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第6 知事は、対象事業者が偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたと認めたときは、交付金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、対象事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 対象事業者は、交付金の経理を明らかにした書類を整備し、当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(準用)

第9 この要綱に定めのない事項については、規則第15条から第17条までの規定を交付金の交付について準用する。

(その他)

第10 知事は、対象事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月8日から施行し、令和6年度の交付金に限り適用する。

別表 (第4関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書	様式第1号	1部	別に定める
1 申請車両数内訳書	様式第2号	1部	
2 申請車両の自動車検査証記録事項の写し		1部	
3 その他知事が必要と認める書類		1部	